

# 日本鋼管徴用工損害賠償請求訴訟一審判決

## 事実認定

(東京地裁1997年5月26日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

### 第三 判断

一 原告が被告会社川崎製鉄所構内で受傷するまでの経緯及びその受傷の程度、結果等

証拠（甲一、二、一五、一六、二四、二五、二七の2、二九の1、2、原告本人）によれば、以下の事実が認められる。

1 原告は、大正一五年四月二七日、朝鮮慶尚南道昌寧郡昌寧面橋下洞一三六番地で、父金斗相、母朴吉妊の間の次男として出生し、国民学校を卒業し、その後は同地で働きながら父母、兄弟らと暮らしていた。

被告は、明治四五年六月八日設立された鉄鋼の製造、販売等を目的とする株式会社である。昭和一六年四月二六日組織された鉄鋼統制会に参

加した被告は、鉄鋼関係でも深刻化していた労力不足に対し朝鮮半島の  
労務者の移入をその具体的対策としたが、その当時、被告は、神奈川県  
内では、川崎製鉄所、鶴見製鉄所等の大規模工場、で操業しており、鉄鋼  
統制会、朝鮮総督府等との折衝を経て、昭和一七年三月ころ以降、主に  
京畿道で川崎製鉄所に移入させる労働者を募集する活動を展開していた。

昭和一七年一〇月ころ、昌寧面当局と原告の父との交渉の結果、原告  
が日本の内地への労務動員に応じることになった。原告は、昌寧面長に  
指定された日時に京城職業紹介所（京畿道）に到着するよう、一人で、  
大邱までバスで行き、大邱から京城へ汽車で行き、同紹介所で就業先ご  
とに集団にまとめられた後、被告会社の従業員四名に引率され、一〇〇  
名弱の朝鮮人と共に、京城から釜山までは汽車で、釜山から下関までは



連絡船で、さらに下関から汽車で、川崎へ行き、当時の被告会社の川崎製鉄所に到着した。

2 原告は、被告会社の第二報国寮に入寮させられ、六畳の部屋で六人の同僚と起居を共にした。原告は、被告会社においては、創氏名である

「金城景錫（かねしろけいしゃく）」という名で呼ばれた。寮には藤倉沖房ほか一名の軍隊経験を有する指導員が配置され、原告ら朝鮮人労働者を監視していた。故郷から来た手紙は、指導員が中身を見た上で、原告に渡された。また、原告から発信する手紙は、日本字で書くように指示され、指導員のところへ開封したまま持参し、発送は指導員の手に委ねられた。

食事は、指導員から配られる食券で川崎製鉄所正門近くの須田町食堂

において提供されるものを摂取することとされたが、麦飯にうどんくずを混ぜた御飯すりきり一杯、おつゆ一杯、それに切り干し大根という程度の粗末な献立が続き、年若い原告ら朝鮮人労働者は、重労働の毎日でもあり、常時空腹を抱えていた。

原告は、川崎製鉄所で一日一二時間（ただし、土曜日には一八時間）、昼夜勤一週間交替での労働に従事した。原告ら朝鮮人労働者は、日本人労働者と混って又は組んで働き、日本人労働者の先輩から教わって機械器具の操作使用方法を覚えたが、原告は、その運転が難しく危険なホイストクレーンや一五トンクレーンの運転操作を覚え、日本人労働者の先輩に代わって担当した。その運転作業は、汗のしたたる高温の中で、防塵装置が施されず防塵マスク等の装具も与えられないままの作業であり、



原告らは、高温、粉塵、落下の危険等にさらされた。

月給は、川崎までの同行の途中で伝わった八〇円と異なり、名目で二五円程度、実際には国防献金、愛国貯金、共済会費、食費、被服費等の金額を差し引かれた八円程度の金額しか手渡されなかった。

3 昭和一八年三月ころ、原告は、川崎駅近くの書店で「半島技能工の育成」と題する本（甲一）を購入した。右の書物は、被告会社労務次長高濱政春の発言内容を掲載したものであるが、その中に、「常にだらんだらんして、いかにも何か怠惰らしく見える」、「機能方面が非常に劣るように見受けられる」などと朝鮮人労働者全体を蔑視・侮辱する記載があった。原告は、右書物を寮に持ち帰って読むうちに右の記載を知って憤慨し、同僚の朝鮮人労働者たちに見せた。これを回し読みした朝

鮮人労働者たちは、被告会社の朝鮮人労働者に対する認識を改めて目の当たりにして、不満、憤りを募らせた。

昭和一八年四月一〇日ころ、被告会社川崎製鉄所の朝鮮人労働者約八〇〇名がその日の就労を拒否し、現場を離脱して、須田町食堂の大食堂に集合した。集合した朝鮮人労働者たちは口々に「故郷へ帰らせてくれ。」、「会社は謝れ。」と要求した。被告会社は、訓練隊長や現場の組長、指導員などを動員して、ストライキを解散させようとした。大勢の警察官や憲兵も導入された。第二報国寮指導員の藤倉沖房は、大食堂の壇上に立ち、「自分の教育が間違っていた。」と言いながら、自分の人差し指を包丁で切り落とした。原告は、事態の発端に責任を感じ、手を挙げて発言を求め、「捕まった人を返してくれ。」と要求した。



すぐに、原告は、右ストライキの首謀者として疑われ、憲兵あるいは私服警官によって、川崎製鉄所第二製管課現場事務所に連行された。原告は、同所で私服警官、憲兵及び被告会社の従業員らに取り囲まれ、私服警官から、「こんな方法で朝鮮の独立が達成できると思っているのか。」と質問され、私服警官や被告会社の従業員など四、五人によって、天井から吊るされ、相当長時間にわたり、拷問とストライキへの報復として、さんざんに木刀や竹刀で殴打された。朝鮮人労働者の仲間が「原告を解放したら解散する。」と要求したことにより、原告はようやく釈放された。

右暴行により、原告は、右肩胛骨折及び右腕脱臼の傷害を負った。

被告会社は、原告に対し、軽い作業に回したが、原告に治療を受けさ



せてくれず、五、六か月位経過したころ、原告が私病を装って日本鋼管病院に行き、ようやく手術を受けるなどの入院治療が行われたが、完治せず、右腕脱臼が習慣性脱臼に変わり、昭和一八年一〇月ころまでには症状が固定し、原告には右肩関節の運動制限の後遺障害が残り、これが現在まで継続している。

原告は、昭和一九年の五月ないし七月ころ、被告会社の指導員が帰郷治療を許し、そのころ单身慶尚南道昌寧郡の郷里に帰った。その際、被告会社からは愛国貯金や退職金は支給されず、帰郷旅費も支払われなかったため、友人たちが集めた餞別で帰郷した。

4 原告は、帰郷後、わずかに母が施した民間療法程度の治療を受けたが、面事務所から、釜山の第三埠頭に動員された勤労報国隊の庶務をするよ

うに言われ、釜山に行き、その庶務に従事していた。その間、昭和二〇年八月一五日、ポツダム宣言の受諾により、朝鮮は、大日本帝国の領有権から解放された。原告は、その解放後、前記の後遺障害を抱えながら、青年団、食堂、タオル問屋、スポーツ会社等で働いた。軍役は、その後遺障害のため、免除された。